



2025 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社いよぎんホールディングス
代表者名 代表取締役社長 三 好 賢 治
(コード番号 5830 東証プライム市場)
問合せ先 経営企画部長 立 花 宏 司
(TEL. 089-907-1034)

定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社いよぎんホールディングス（以下「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、本年 6 月 27 日開催予定の当社第 3 期定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社のコーポレートガバナンス体制の強化を目的として、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 取締役会の独立性強化のため、当社の社外取締役の員数を取締役総数の 3 分の 1 以上とする規定（変更案第 19 条第 3 項）を新設するものであります。
- (2) 法令に定める監査等委員である取締役の員数が欠けた場合に備えるため、補欠の監査等委員である取締役を選任した場合の当該選任決議が効力を有する期間を 2 年とする旨の規定（変更案第 21 条第 4 項）を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(注) 下線____を表示した箇所が変更部分を示します。

現行定款	変更案
(員数) 第 19 条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10 名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、7 名以内とする。	(員数) 第 19 条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、10 名以内とする。 2 当会社の監査等委員である取締役は、7 名以内とする。 <u>3 当会社の社外取締役は、取締役総数の 3 分の 1 以上とする。</u>

現行定款	変更案
(任期) 第 21 条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。	(任期) 第 21 条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 <u>4 会社法第 329 条第 3 項に基づく補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2025 年 6 月 27 日 (金)

定款変更の効力発生日 2025 年 6 月 27 日 (金)

以 上